

法律で歯止めは矛盾



集団的自衛権

政治家に聞く ③

—憲法解釈の変更に
よる集団的自衛権の行使
容認をどう考えますか。
一般論で言えば、憲法
解釈には一定の幅があ
り、見直しが絶対に駄目
だと言っているわけでは
ない。しかし、解釈変更
には限界があり、法治国
家として限界を超えた見

北側一雄 公明党副代表(61)



—高屋武真之介撮影

直しはできない。集団的
自衛権の行使を禁止する
解釈は政府が長年、国会
の議論の中で積み重ねた
極めて重いものだ。国会
にいる我々がこれを尊重
するのは当然で、行使容
認が必要なら憲法改正が
本来の筋だ。

—「限定容認論」で
必要最小限度の集団的自
衛権を認めるという線引
きは可能ですか。個別法
で歯止めになりますか。
基準は何か極めて重
大だ。あいまいな基準で
行使が許されていいはず
はない。限定容認の場合、

憲法9条の規範がどうな
るかも明らかにすべき
だ。「砂川判決」は集団
的自衛権を容認しておら
ず、自民党の高村正彦副
総裁もそれだけを根拠と
しているわけではないだ
ろう。また、憲法は最高
法規であり、単に法律で
歯止めをすればいいとい
うのは矛盾しているの
ではないか。

—与党協議をどう進
めますか。
首相の私的諮問機関で
ある「安全保障の法的基
盤の再構築に関する懇談
会」(安保法制懇)の報
告書が出たら、首相自身
がまず政府が報告書をど
う扱うかを示すのだろ
う。その上で与党協議に
委ねると言うなら、集団

的自衛権の行使容認あり
きではなく、安全保障環
境の変化の中で何が必要
で、現行の仕組みのどこ
に不備があるか、現実的
な議論をしなければなら
ない。
—安全保障上の課題
をどう考えますか。
例えば、日本の領土、
領海である沖縄県・尖閣
諸島への武力攻撃には個
別的自衛権を行使できる
し、偽装漁民の上陸など
でも海上保安庁あるいは
海上自衛隊が対処でき
る。北朝鮮のミサイル・
核問題への対応も大事
だ。一方で、安保法制懇
で議論する具体例が本当
に現実的なのかも考える
べきだ。
—公明党は、今国会
中の解釈変更を容認でき
ますか。一致できない場
合、公明党が連立を離脱
する可能性はあります
か。
高村副総裁とは意見交
換しているが、まだ議論
はスタートラインにも立
っていない。仮に解釈を
変えるというのであれば、
国民の理解は不可欠
だ。結論ありき、スケジ
ュールありきの協議をす
るつもりはない。連立離
脱は毛頭考えていない。
—オバマ米大統領は
安倍政権の取り組みを支
持しました。公明党は苦
しいのでは。
まったくそうは思っ
ていない。

【聞き手・高本耕太】
〓つづく